【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（独立行政法人名：港湾空港技術研究所）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
電気料	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月1日	東京電力(株) 東京都千代田区内幸町１－１－３	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	－	45,343,765	－	0	割引料金の適用を受けているため。	8	
ガス料	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月1日	東京ガス(株) 東京都港区海岸１－５－２０	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	－	5,421,540	－	0	供給することが可能な者が唯一であるため。	8	
水道料	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月1日	横須賀市上下水道局 横須賀市小川町１１	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	－	8,127,438	－	0	供給することが可能な者が唯一であるため。	8	
電話料	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿３－１９－２	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	－	3,005,368	－	0	本通信回線契約は、全国各地の諸観測データをオンライン収集し、研究にも活用されるものである。平成16年に他の電話システムに切り替えたが、データ収集機能に支障が生じ、その後も技術的な問題が解決されていないことから、確実なデータ収集を確保できる通信回線を供給することが可能な者が唯一であるため。	8	
電話料	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町１－１－６	会計規程第30条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	－	2,926,217	－	0	本通信回線契約は、全国各地の諸観測データをオンライン収集し、研究にも活用されるものである。平成16年に他の電話システムに切り替えたが、データ収集機能に支障が生じ、その後も技術的な問題が解決されていないことから、確実なデータ収集を確保できる通信回線を供給することが可能な者が唯一であるため。	8	

通信回線費	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月1日	KDDI(株) 東京都千代田区飯田橋３－１０－１０	会計規程第３０条第１項第２号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	―	5,007,485	―	0	本通信回線契約は、全国各地の諸観測データ等をオンラインで通信し、研究にも活用されるものである。この回線の一部はすでに国がKDDI(株)と契約しているものである。したがって国との間の確実なデータ通信を確保できる回線を供給することが可能な者が唯一であるため。	8	
後納郵便料	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関１－３－２	会計規程第３０条第１項第２号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	―	983,180	―	0	供給することが可能な者が唯一であるため。	9	
津波伝播計算補助業務(1)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月28日	(株)日本港湾ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ 東京都品川区西五反田8-3-6	会計規程第３０条第１項第３号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	7,665,000	7,665,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
津波伝播計算補助業務(2)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月28日	(株)ｴｺｰ 東京都台東区北上野2-6-4	会計規程第３０条第１項第３号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	8,085,000	8,085,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
津波伝播計算補助業務(3)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月28日	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田錦町2-3	会計規程第３０条第１項第３号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	5,722,500	5,722,500	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
津波伝播計算補助業務(4)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月28日	いであ(株) 東京都世田谷区駒沢3-15-1	会計規程第３０条第１項第３号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	5,271,000	5,271,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
津波伝播計算補助業務(5)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月28日	(株)ﾊﾟｽｺ 東京都目黒区東山1-1-2	会計規程第３０条第１項第３号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	1,995,000	1,995,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
津波伝播計算補助業務(6)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成23年4月28日	ﾊﾟｼﾌｨｯｸｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ(株) 横浜事務所 横浜市西区花咲町7-150	会計規程第３０条第１項第３号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	4,242,000	4,242,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	

水深・地形データ等作成補助業務(1)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3－1－1	平成23年4月28日	国際航業(株) 東京都千代田区六番町2番地	会計規程第30条第1項第3号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	23,625,000	23,625,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
水深・地形データ等作成補助業務(2)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3－1－1	平成23年4月28日	中日本航空(株) 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地	会計規程第30条第1項第3号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	10,815,000	10,815,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
水深・地形データ等作成補助業務(3)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3－1－1	平成23年4月28日	朝日航洋(株) 東京都豊島区南池袋2-49-4	会計規程第30条第1項第3号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	5,586,000	5,586,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
水深・地形データ等作成補助業務(4)	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3－1－1	平成23年4月28日	(株)ﾊﾟｽｺ 東京都目黒区東山1-1-2	会計規程第30条第1項第3号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	8,505,000	8,505,000	100.0%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
総合沿岸防災実験施設における釜石港湾口防波堤に関する実験補助業務	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3－1－1	平成23年4月28日	(株)ｴｺｰ 東京都台東区北上野2-6-4	会計規程第30条第1項第3号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	28,386,750	28,350,000	99.9%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	
総合沿岸防災実験施設における釜石港湾口防波堤等模型製作業務	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3－1－1	平成23年4月28日	(株)不動テトラ 大阪市中央区淡路町2-2-14	会計規程第30条第1項第3号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	7,767,900	7,665,000	98.7%	0	緊急の必要により競争に付することができないため。	13	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別　類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
   - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
   - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
   - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
   - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
   - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
   - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
   - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」